

令和5年度

**第21期第16回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和5年5月24日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和5年5月24日(水) 午前10時30分から11時30分まで

場所 三重県勤労者福祉会館第2会議室

議題

- 1 議案1 三重県漁業調整規則の一部改正について
- 2 議案2 和歌山県内水面漁場計画の案について
- 3 議案3 コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について
- 4 その他(1) 次回の委員会日程等について

出席委員

浅尾 和司	大瀬 公司	垣外 昇	笠見 和彦	井上 亜貴
加治佐 隆光	三輪 理	河村 功一	金岩 稔	

欠席委員

中本 恵二

事務局

事務局長	林 茂幸
主幹	増田 健
主査	葛西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

課長補佐兼班長	森田 和英
主任	中瀬 優
技師	田代 真帆

(三重県農林水産部水産振興課)

(養殖振興班)

主査	永田 健
----	------

傍聴者

なし

計16名

○浅尾会長

おはようございます。それでは、ただ今から第 21 期第 16 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。本日は委員総数 10 名中、欠席が中本委員 1 名、出席委員が 9 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、笠見委員、金岩委員にお願いします。

それでは議案 1 「三重県漁業調整規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1 - 1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 5 年 5 月 15 日付け、農林水第 24-4046 号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第 119 条第 8 項及び同法第 171 条第 4 項並びに水産資源保護法第 4 条第 7 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それではこのことについて、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田代技師）

1 - 1 ページが内水面委員会への諮問書になります。本件は、今年 2 月の委員会で事前に説明させていただいたとおり、うなぎ稚魚漁業を知事許可漁業に位置付けるよう、三重県漁業調整規則を改正するため、貴委員会への意見を求めるものです。

1 - 2 ページをご覧ください。規則改正案の概要になります。令和 2 年 12 月 1 日に改正漁業法が施行されました。この中で、特定水産動植物として、あわびとなまこが指定され、漁業許可や漁業権等に基づくものを除いて採捕が禁止されました。これに違反した場合の罰則は、最大 3,000 万円の罰金又は 3 年以下の懲役にと、非常に厳しいものとなります。

また、令和 5 年 12 月 1 日からは、全長 13 センチメートル以下のうなぎ、いわゆるうなぎ稚魚も特定水産動植物に指定されることになっています。

本県では、これまで養殖用種苗の確保を目的としたうなぎ稚魚の採捕については、特別採捕許可によって、海面では漁協に、内水面では一部の漁協と採捕団体に対して許可をしてきましたが、12 月 1 日以降、特定水産動植物に指定されてからは、この許可に基づく採捕ができなくなります。このため、12 月 1 日以降も引き続きこれら団体がうなぎ稚魚の採捕が行えるよう、新たにうなぎ稚魚漁業を知事許可漁業に位置付けるため、規則を改正したいと考えています。

それでは、規則の改正内容について説明します。1 - 6 ページ新旧対照表案をご覧ください。左の欄が改正案、右の欄が現行規則です。

一つ目の改正点は、規則第 5 条「知事による漁業の許可」へのうなぎ稚魚漁業の追加です。現行規則では、うなぎ稚魚漁業を知事許可漁業として規定していないため、規則第 5

条第 12 号にうなぎ稚魚漁業を追加したいと考えています。

二つ目の改正点は、規則第 16 条「許可の有効期間」です。既存の知事許可漁業の許可の有効期間は 3 年としていますが、うなぎ稚魚は資源状況が変動しやすく、うなぎ養殖業の許可についても国際的な資源管理措置として池入れ枠が設定され、許可の有効期間も 1 年とされるなど、資源管理の強化が進められていることから、急な情勢の変化にも対応できるように当該漁業許可の有効期間を 1 年としたいと考えています。

三つ目の改正点は、規則第 22 条「資源管理の状況等の報告」です。既存の知事許可漁業における資源管理の状況等の報告の期限は、資料作成の事務負担等を考慮のうえ、四半期ごとに取りまとめて報告することとしています。一方、うなぎ稚魚漁業は、漁業期間が 4 か月であり、国全体で漁獲数量を管理する制度で、これよりも短い期間で報告させる必要があることから、当該月分を翌月 10 日までに報告させることとしたいと考えています。

四つ目の改正点は、規則第 36 条「全長等の制限」です。現行規則では、全長 20 センチメートル以下のうなぎの採捕を禁止しているため、うなぎ稚魚漁業を許可漁業へ移行した後も規則における全長制限を解除する必要があります。そこで、ただし書きにより、当該漁業を除外する規定を設けたいと考えています。

1 - 3 ページをご覧ください。三重県公報に掲載する際の改正規則の文案です。今回は一部改正であるため、県民によりわかりやすくお伝えする等の観点から、新旧対照表を用いる方式により公布します。上欄に改正後の文案、下欄に現行規則を記載しています。

なお、規則は、国が定めた規則例をもとに、県が実情に応じてピックアップして定めませんが、農林水産大臣の認可が必要で、県が勝手に決めることはできません。したがって文案については、水産庁と事前に協議し、大筋で合意していますが、表現などについては現在も協議中のため、軽微な修正が入る場合がございますので、その取扱いについては当課に一任いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に 1 - 2 ページの 2 「今後のスケジュール」をご覧ください。当該漁業は海面においても行われるため、三重海区漁業調整委員会に対して昨日行われた委員会にて同様の内容を諮問したところです。改正規則の施行日は、省令の施行日に合わせて令和 5 年 12 月 1 日としますが、漁協等関係者への周知期間が必要であるため、水産庁の認可が見込まれる夏ごろに改正規則を公布したいと考えています。また、規則改正後に当該漁業の制度を設け、その制限措置及び許可の条件について、内水面委員の皆様にも意見をお聴きしたいと考えています。

今回の諮問は、規則改正についてですが、現行の許可の運用方法等についてご質問ございましたらお答えさせていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○浅尾会長

それでは、ただいま説明のありました議案 1 について、ご審議をお願いします。

なにかご意見ございませんか。

○金岩委員

第 22 条に、「次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。」とありますが、

ここの部分のなかに、操業区域の報告義務があると思うのですが、操業区域というのが、海面と内水面と両方跨ぐこの対象種において、おそらく想定しておける解像度とか異なってくると思うんですね。つまり海面においては、わりと広い操業区域の報告であっても、どのあたりでの操業かというのを把握は可能かと思いますが、その陸地の場合の操業区域は、かなり狭い部分でやらないと実際にはどのあたりでの操業が行われたかということの把握は難しいと思います。なので漁業調整規則のなかでは、操業区域というのをどういった形で報告するのかということの詳細まで書かれてないと思うんですけど、そのあたりどのような運用になるのかを教えてくださいませんか。

○水産資源管理課（田代技師）

許可を出す際に許可対象者がどこの区域で操業するか操業区域の設定も併せて行います。報告の時はその操業区域でどれだけ数量を採捕したかという格好で採捕報告をあげてもらうので、ピンポイントでこの場所で何キロというより、操業区域のなかでこれだけという報告の仕方になります。

○金岩委員

海面の場合だったら、少々その操業場所が違ってても、そもそもしらす自体の移動も割と自由に行えるので問題ないと思うんですけど、内水面の場合、水系が違ったりするとそれぞれの場所での保護目標とかその保護施策とか変わってくると思うんですね。それじゃあその内水面部分の操業区域に複数の水系が交じることがないように設定していただけないかなと希望します。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

新しい国の資源管理の設定について全国一律で尾数というか数量を決めているだけですので、例えば鹿児島県でどれだけ獲れてというレベルでしか国は管理しない方向ですので、三重県のなかで南部で何キロ、中部で何キロというような資源管理の数量報告の方法は国では考えていません。現行の内水面域であれば共同漁業権のないようなところ全域を1本として許可を出していく方向で検討しています。

○金岩委員

別に許可を出すのは構わないのですが、ご存じかとは思いますが、しらす漁業は大変密漁が多くて、養殖業者への納入量が報告量の1.4倍とか2倍近くになっている年も見受けられる。そういった事態を打開するために、このような変更が行われたと認識していますので、できる限り密漁をやりにくい設定方法にする必要があると思います。ですから許可自体を全域で出すのは結構ですけど、実際にどこで獲ったのか、という報告の部分はより細かくしても問題はないのではないかと、思います。

そうしておけば、例えば合法的に獲られている漁法はこのあたりのところで獲られている。このあたりで実績がないとすれば今後の密漁対策においても重点的に取り締まろうとか、取り締まり計画とかにも役立てられるような情報を集められると思います。

後から改正することは反発が大きくなると思いますので、こういった許可の手法とかが

変わったタイミングで報告するレゾリューション（解像度）とかをできる限り高めておくことが重要ではないかと思います。その許可の区域と報告の区域の制度というのはご検討いただいて、知事許可漁業ですから三重県のルールとして、別に全国のルールに従う必要はなくて、三重県としてはこうやっていく。例えば静岡県だったら全国よりも早くこういったルールの施行をやったりだとかそういったことを県単位で行っているわけですから、そういったものを三重県にとってうなぎ稚魚漁業はかなり重要な資源のひとつでもありますし、商業的な意味でも重要であると思いますので、より厳密なルール、運営というのを作っていただけるのは、価値あることと思っています。

あと運用の疑問点ですけど、当たり前の話かもしれませんが、内水面でしらす漁をやる場合でも標識とかの掲示は義務付けられるのでしょうか。

○水産資源管理課（田代技師）

海面、内水面、場所に関わらず、採捕に実際携わる方には、「従事者証」という資格証明書と身分証明書の携帯、それから腕章の着用を義務付けております。

○浅尾会長

金岩委員が言われたようなことは検討していただけますか。

○水産資源管理課（田代技師）

操業する許可の内容というのは、また今後検討していく必要があると思います。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

水産流通適正化法という法律もありまして、うなぎについても採捕した所から養殖の池に至るまでの流通経路について紐づけというような恰好になりますので、密漁したものについては番号が付かないということになります。番号がなければ密漁したものという品物になってしまい取り扱いができなくなるというのがその法律の仕立てになっていますので、紹介だけさせていただきます。

○金岩委員

水産流通適正化法とこの知事許可に係る報告による漁獲量とは、紐づけられるという認識でいいですか。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

法律自体は別になりますけど、水産流通適正化法で許可者の番号というのが付与されますので、水産流通適正化法で許可者の番号をスタートとする流通になって、そちらの法律のなかで密漁か否かというところは判断されます。許可された者の番号は、漁業法から水産流通適正化法に報告がいつて、許可者にあなたは何番ですと番号が付与されます。

○金岩委員

その後、養鰻場に入ったあとにそれが消費者に続くところはどうやってトレースされる

のですか。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

養鰻業者が正規のルートを通じた品物であるかどうかで、買うか買わないかの判断になりますので、そこで養殖した後のことについては、その法律の範囲内になってきます。

○金岩委員

そうすると養鰻業者側が密漁を受け入れようとすれば受け入れられる。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

その法律を担当しているわけではないので確かなことまでは言えないですけど、その場合は水産流通適正化法に基づいて、適正ではないものを購入したということで、対象になると思います。また、先ほどの密漁についても、取り締まり部署とも話しながら進めさせていただきたいと思います。

○金岩委員

お願いします。

○水産資源管理課（田代技師）

漁業法の管轄で、採捕報告であがってきた数値と水産流通適正化法で番号がきちんとついて池入れまできた数量というのは、一致しないとおかしいことになります。

○金岩委員

そうですね、一致というか、それより少なくないとおかしい。ただその先の養鰻業者は当然受け入れた量よりも養殖過程で当然減るわけじゃないですか。そうすると受け入れ部分が多少多くても、要はその先ばれないわけですよ。ばれない部分がシステム的にあつたら、今後もそのとおりされるわけですよ。今よりはましになるってわかるんですけど。今はそこ自体でばれたとしても取り締まる法律が養鰻業者に対してはなかったわけで、そこは養鰻業者に対して取り締まれるという部分がより良くなったということは存じていますが、結局その先の部分までは行けないのが歯がゆいなと思っています。

○河村委員

1－2ページの改正の背景に、全長13センチメートル以下のうなぎとありますよね。三重県の規則では、1－3ページの第5条第1項第12号で全長が20センチメートル以下になっている。これはなんで違うのですか。

○水産資源管理課（田代技師）

これまで、三重県漁業調整規則で全長制限という形で全長20センチメートル以下のうなぎは獲ってはいけないという規則が元々あります。国は13センチメートル以下のうなぎは獲ってはいけないという法律があります。元々三重県漁業調整規則も全長13センチメー

トル以下のうなぎを獲る漁業のことをうなぎ稚魚漁業という予定ではありましたが、そうすると調整規則に 13 センチメートル以上 20 センチメートル以下という微妙な空白ができてしまいますので、調整規則上 20 センチメートル以下という形で統一させていただきました。

○河村委員

それは国のその改正に違反しないのですか。

○水産資源管理課（田代技師）

はい、違反しないです。国の了解は得ています。

○河村委員

やっぱり三重県では 20 センチメートルですけど、改正して 13 センチメートル以下にするのでしたら漁業法を考えたら 13 センチメートル以下にする方がいいんじゃないですか。

○水産資源管理課（森田課長補佐兼班長）

当初、第 5 条は 13 センチメートル以下ということで水産庁に提出させていただいていました。そうした場合第 5 条で、その法律の 13 センチメートル以下はまず解除できます。そして併せて第 36 条でうなぎ稚魚漁業については、20 センチメートル以下も解除しますということで、この 5 条と第 36 条の両方をもって 20 センチメートル以下は獲って良いというような恰好になるんですけど、国から 20 センチメートル以下と第 5 条に書いた方が、県民の方へ分かりやすいのではないかと、ということで国の指示で 20 センチメートル以下となっています。冒頭、国との折衝のなかで、若干字句の訂正等があるかもしれませんが、というところは、この辺のところを言っておりまして、今のところ 13 センチメートルで出したんですけど、20 センチメートルに直っており、もしかすると 13 センチメートルに戻るかもしれないというところがありますので、この規則の認可機関である水産庁の意向でこの辺は変えさせていただきました。

○浅尾会長

ありがとうございました。他にご意見はございませんか。

ご意見がないようでしたら、議案 1 は、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案 1 については、県原案どおりとされたい旨答申いたします。

続きまして、議案 2 「和歌山県内水面漁場計画の案について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2の2-1ページをご覧ください。

令和5年4月6日付け、資第15号で和歌山県知事から諮問書が提出されております。

内容につきましては、第五種共同漁業権の一斉切替えに係る和歌山県内水面漁場計画の作成に関して、漁業法第67条第2項において準用する第64条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

この漁場計画につきましては、本日の午前10時から午前10時30分まで、この会場において公聴会を開催しましたところ、公述人は無く、文書による意見の提出が2件ありました。意見書の内容は、紀宝町から和歌山県内水面漁場計画（案）について意見のない旨と、三重県内水面漁業協同組合連合会から目標増殖量の設定方法が三重県等と異なることについてでした。

三重県内水面漁業協同組合連合会からの意見は、漁業法第67条第2項で準用する第62条に規定する内水面漁場計画の範囲外である目標増殖量に関することであり、三重県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する規程第12条の規定「公述者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。」により、公聴会の対象外の意見内容ではないかと思慮されます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それではただいま説明のありました議案2について、ご審議をお願いします。

内水面漁連の意見は、事務局から説明にありましたが、公聴会の範囲外と判断して良いのではないかと思います。そうしますと、和歌山県内水面漁場計画（案）に関しては、関係者からは異議がないということになります。皆さまのご意見はどうでしょうか。

なにかご意見はございませんか。

○金岩委員

この三重県内水面漁連の意見の最後に3つ書いてありますが、2つ目の各漁協の区域や区域内での放流比率をまず設定をきちんとしてほしいということだと思いますが。区域の設定は漁場計画に関係あることではないのでしょうか。つまり現状だと6漁協全体の漁業権範囲は当然漁場図として1号から10号までの基点に基づいて設定されているのですが、これだけだとなかの漁協にそれぞれがどこの範囲で漁協の担当区域になっているかがわからないと。その部分をきちんこの和内共のなかで、各漁協はこの範囲であるということがわかるように指定をしていただければと思うのですが。そういう意味で漁場計画と関係はあるのではないのでしょうか。

○浅尾会長

和内共第1号としての区域は資料にあるとおりに、漁場の区域として設定されており、ここで判断するしかないのではないのでしょうか。

和歌山県としてはこの区域の漁業権を6漁協に設定しているということで、それで判断して十分じゃないですか。

○金岩委員

それだと問題があるという意見が出てきて、そこをはっきりさせてほしいと言っていることは、漁場計画に係わることではないのですかという質問なのですが。

一般的に漁場計画というのは、各漁業を営む者の操業区域の設定などに係わってくると思います。それぞれ独立した漁協として存在しているのであれば、各漁協単位で遊漁規則はひとつで取り扱っている範囲が設定されていて、その相対としてこの区域における漁業権が発動されていると思います。もし、その運営団体がひとつであるならば、そもそも漁協ひとつで良いはずですし、6漁協に分かれている以上は実状としては6漁協それぞれで管理しているのではないかと想定するのですが。そうであるならば、その6漁協はどのように把握しているのか。この漁業権がきちんと運用されていることを示すために必要な情報ではないかと考えます。

○浅尾会長

和内共第1号として、和歌山県がこれを認めているということですので、6漁協をひとつとして扱っていると理解できるんですけど。そのなかの管轄や区域があるのかないのかは、こちらでは判断つきにくいのですが、それは和歌山県の判断ではないのでしょうか。

○金岩委員

和歌山県の判断ということで、それを認めるのであれば公聴会や三重県からの意見を言う機会自体を設けることがそもそも必要ないわけであって、別に和歌山県がそう設定しているからといって、三重県側がそれを理由にそれを是とする必要性はないわけですよ。実際問題として6漁協でそれぞれが運用しているわけですよ。運用していないのであればひとつで十分なんですけど。

少し歴史的なことを言うと、ここに6漁協があって三重県、和歌山県、奈良県が漁協の範囲に含まれているなかで、それぞれの県で漁業権を出すのは困難であるという。詳細までは知りませんが、漁業判断のもと、どこかが代表して漁業権を出すという形で和歌山県がやっていると認識しています。そうであるならば、三重県側の意向としてこの第五種共同漁業権が施行されていて、三重県の各漁協に対して行われているのと同様以上の管理がなされているのかどうか、というのは一度見ていく必要があると思います。見ていく必要がある以上、見ることができる情報を三重県側として求めるのは、別になんらおかしいことではないと思います。

○三輪委員

金岩委員のご意見は、増殖活動の詳細を明らかに、という意見が出されていることに関してですよ。確認したいのですが、ここで審議する内容というのは、この漁場の区域、和歌山県の区分、和歌山県がこういうふうに区分しますよということの審議ですよ。

○浅尾会長

そうです。

○三輪委員

そういうことになりますね。だからそれで漁協がどれだけ放流しているかどうかは、別問題だと思いますけど。金岩委員のおっしゃるこういう情報を開示してほしいというのは、それはそれとしてわかります。今回の審議内容は、単にどういうふうに区分した方が良いかということだけなので、これとは別問題だと思います。

○金岩委員

漁場計画というのは、漁場の範囲、操業時期、操業期間で第五種共同漁業権の場合は、目標増殖量を持つというところが他の漁業権とは異なり、付帯されていることです。ですのでこの免許を運用していくなかで、それが上手く運用できるのかどうかに係わるのが漁場計画に含まれると思います。その辺りはどうですか。

つまり、第五種漁業権における漁場計画に目標増殖量の設定や運用される範囲なども含まれるのかどうか。

○事務局（林事務局長）

金岩委員が言われるように目標増殖量と免許はセットです。ただし、今回は、和歌山県知事から2－3ページの計画内容についての諮問です。目標増殖量は和歌山県の内水面委員会でも同じように出されていますので、関連付けはあるかと思いますが、今回の諮問内容からは外れているのではないかと思います。

○浅尾会長

どうでしょうか。金岩委員

○金岩委員

もうひとつ質問ですが、よろしいでしょうか。

○浅尾会長

どうぞ。

○金岩委員

ここの部分の複雑なところは、熊野川のど真ん中が県境なわけですが、三重県側の水域に関する免許というのは三重県が出すべきだと思います。それを川のど真ん中で割るとするのは、運用上難しいから和歌山県に一括して取り扱っていただいている状況だと。その状況下において、熊野川の漁場の区域もそうですし、目標増殖量の設定とかそういったものも和歌山県側の内水面漁場管理委員会が審議しているので、三重県側からはそれは関知しない、というのは少しおかしいと思います。それは元々のなぜ熊野川6漁協がひとつになっているのかという経緯を考えると、きちんとその部分も三重県も関知して、三重県側の水系に関して、漁場に応じた管理なり資源の報告が行われていないようであるならば、そこは第五種共同漁業権を運用するには適さないという判断をすべきだと思います。ただ、今日のこの場でそれを言うべきでないとするならば、どういった機会それが出来る

のか。そういったところを教えてくださいたいです。

つまり三重県内水面漁場管理委員会として、三重県の漁業権がある水系にはなっていないのですが、なぜ三重県の水系になっていないかという、そういう元々の歴史的経緯があるからなっていないだけであって、でも三重県の水系において第五種共同漁業権が運用されている事実がある。であるならば、その部分で三重県の運用とはあまりにも異なるようなことがされているかいないかは、少なくとも確認する必要があるとあって、それを確認するための情報が必要である、ということは三重県から伝える必要があるのかなと思います。

○浅尾会長

歴史的経緯については詳しくわかりませんが、奈良県と三重県と和歌山県にまたがるような水系の範囲を明確に分けることは難しいからこそ、一体となって和歌山県に引き受けてもらっていると思います。

その漁協の範囲を明確にできれば、元々そういうことをする必要はありませんので、それぞれの県で免許したら良いことと思いますが、それがなかなか困難だろうと思います。そのため和内共第1号は、このような状態で運用されていると考えるわけですけど、その管理区域を明確に分けることができたなら、最初からこのような一体化した条件を付与しなくても個別にできるだろうと思います。そのような理解をさせていただいたらどうでしょうか。

○金岩委員

公聴会における和歌山県知事の諮問に対する答申としては、そういう形に行くというのは結構ですが、こういう意見が出てきて諮問に対する意見の範疇を超えているのかもしれないですが、このまま何も伝えないと和歌山県側としてはこういう意見があること自体が把握できないわけですね。そうすると、改善される機会がないと思いますので、事務局からかなんらかの形で、和歌山県側へ伝えることが可能なのかを含めて検討していただければと思います。

○垣外委員

金岩委員が言われているように、どこでどういうふうな委員会なり会議で申し出をしてくださいますか、というものを示していただかないと、連合会の考えそのものが門前払いで無くなってしまいます。この委員会の範疇でなければ、このような場で申し出てくださいとおっしゃっていただければ、そこで、今、苦労していることが解決できると思います。

○事務局（葛西主査）

前回の委員会で和歌山県は目標増殖量を尾数ベースで示されており、機会があれば経緯やメリット、デメリットを聴くようにとの意見をいただきました。そのため、この内水面漁連の意見が出てくる前ですが、和歌山県内水面漁場管理委員会事務局に確認をしています。尾数になった時期は相当前のようで、経緯の分かる書類を探しても不明であるとの回答でした。現在、漁協等から尾数ベースに対しての意見や要望などは特に出しておらず、尾数表示から重量換算でどこまで担保できるのかについては、業者からの納品書に平均8g

から10gというような1尾の重量が記載された納品書を付けていただいているとのことでした。

また、あゆの和内共第1号での義務放流量は49万尾のため、6漁協の区域の区分のように個々に何尾と示すことが出来ないのかを聴いたところ、出来ないとの回答がありました。決めたところでその根拠を示すことが出来ないので、熊野川全体で49万尾という数量を出して、6漁協で構成する任意団体である連合協議会で話し合いをして、今年はどこでどれだけ放流するのかを決定して、報告書も1本で提出されているとのことでした。

なお、今後いろいろ情報交換することがあればよろしくお願いします、という話もしておりますので、今回の漁連からの意見書の内容を和歌山県へ情報提供することについて、この委員会で決めていただいたらそのようにさせていただきます。

○浅尾会長

事務局から発言がありましたが、漁連の意見を和歌山県内水面漁場管理委員会事務局あてに情報提供をすることが出来るということですので、情報提供をしていただくことでよろしいでしょうか。

それでは、和歌山県内水面漁場管理委員会事務局への情報提供をお願いしたいと思いません。

○三輪委員

和内共第1号には6漁協があるということですが、この6つの漁協はこの範囲を6つに分けずにすべてを共同で管理しているということなのではないでしょうか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

漁場計画として出されているとおり、1本の漁業権、すべて一つの河川として管理をされています。実状としてやはり自分の漁協の前の川辺に関する清掃などは、それぞれが行っていると聞いています。放流に関しては、先ほど葛西主査から説明がありましたように、連合協議会というものを組織して、そこで放流場所を決めていただいております。増殖は全体でやっていくということですので、基本的には漁協が共同で管理しているのとらえて良いと思います。

○三輪委員

なるほど。報告としては1本であげている。だとすると報告の内容で、どこにどれだけ放流したかとか、その年々で違うとは思いますが、毎年どこでどれだけ放流したかっていう報告があれば、事前には分からなくても報告があがってきた後ならば分かるのではないですか。今年はどこでどれだけ放流したかっていうのが分かるから、それを回収できないことはないと思いますが。

○浅尾会長

それは和歌山県の内水面漁場管理委員会が管轄している情報ですので。

○事務局（葛西主査）

連合協議会で今年はどこでどれだけと決めて放流していただいでいて、報告も1本でされているということです。三重県の委員会事務局が聞いたら教えていただけるかもしれませんが、もし内水面漁連が知りたければ、情報公開請求の方法もあるのかなと思います。

三重県の委員会事務局としては、三重県の各漁協がどこでどれだけ放流しているかという情報の公表はしていません。他県の内水面委員会や関係者から情報公開請求があれば公表することになるとは思います。

○三輪委員

三重県の内水面漁連が和歌山県に対してやることは可能であるということですね。和歌山県のどこでどれだけ放流したかを見たいと内水面漁連が要望すれば見られるということですね。

○事務局（林事務局長）

要望で見られるのか、情報公開請求などの正式な手続きをとらないと見られないのかはわかりませんが、確認することは出来ると思います。

○三輪委員

そういうことをしなくても、事務局から和歌山県へお願いしてその報告書の情報を見て、三重県内水面漁連にお伝えするという事は可能ではないのでしょうか。

○事務局（林事務局長）

仮にこれが反対の立場の場合、和歌山県から補助金を出す際に少し不明瞭な点があり、三重県の各漁協がどこでどれ位放流しているのかを提供してくださいと言われたときに、もちろん実績報告がありますので私共は掌握していますが、事務局同士だからといって、向こうの漁連にあげてくださいという感じで、情報をお渡しができるかということ、少し難しいと思います。正式に開示請求をしていただけたら、漁協の放流は正々堂々となされている行為で、なんら隠す必要がない情報であり、開示を拒む必要はないと思われま。県に提出された実績報告書は公文書ですので、誰々さんからこういう申し出があったので三重県にある情報を見せてあげてもらえませんか、と言われた時にはわかりましたとお見せすることはいかがかなと思われま。

○三輪委員

私はそういう情報は公的なものなので、どんどん公表するべきで、そんなのホームページに載っていないのもおかしいと思います。そもそも、そういう情報が漁協の規則も含めて、すべてホームページで公表して毎年ここはこれだけ放流していますよと開示するべきだと思います。それを今おっしゃられたことは、あまりに個人情報の保護に偏り過ぎて、本来の公開すべき情報を隠すことにつながらないかと思ってしまいます。いずれにしろ開示請求すれば、見られるというわけですね。

○事務局（林事務局長）

極論はそうです。

○三輪委員

それしか方法がないと、今のおっしゃり方だと思うので。

○事務局（林事務局長）

内水面漁連が和歌山県の事務局に情報提供の申し出をされて、和歌山県がいいよとおっしゃっていただければ良いのですが、繰り返しになります、三重県へ提供依頼をいただいた場合には、はいと言ってお見せするわけにはいかないのではないかと思います。

○三輪委員

この三重県内水面漁連の意見をそのまま無視しておくのではなく、何らかのアクションをしていただいた方が良いのかなと思います。本来、三重県の関連漁協あるいは内水面漁連に、特に共同で管理しているところですから当然知る権利はあるのではないかなと思います。全く関係のない他人のところを見るのではないので、その辺の対処は必要ではないかと思いました。

○浅尾会長

ありがとうございます。ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案2の和歌山県内水面漁場計画につきましては、和歌山県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案2につきましては、和歌山県原案どおりとされたい旨答申いたします。

続きまして、議案3「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料3をご用意ください。

委員会指示につきましては、一昨年5月、昨年6月の委員会におきまして説明をさせていただいておりますが、3-5ページに参考として「委員会指示とは」を添付させていただいております。

3-8ページと3-9ページに漁業法の抜粋がありますが、今回は、漁業法第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する

委員会指示を発動することについてご審議をお願いするものです。

コイヘルペスウイルス病とは、マゴイとニシキゴイだけに発生する病気で、コイ以外の魚や人には感染しません。現在、本病に有効な治療法はなく死亡率が高い病気です。三重県内の天然水域では、平成16年5月以降に確認されています。

3-3ページをご覧ください。平成15年11月に発出された水産庁の通知に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延防止の一環として、三重県内水面漁場管理委員会では、平成16年度から継続して委員会指示を出し、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面、すなわち県内の河川等において、コイの持出し、放流等について制限しています。

発生状況についてご報告します。3-4ページをご覧ください。令和4年は三重県内において5月に発生した2件を含め、全国で13件発生しています。三重県内では、令和4年、令和元年など、散発的に発生する年もあり、まん延防止のため、委員会指示が引き続き必要ではないかと考えられます。

委員会指示の内容について、説明します。3-2ページをご覧ください。これは現在発動中の委員会指示の内容です。昨年6月の委員会にて委員会指示の更新について可決していただき、令和5年7月8日までの委員会指示を発動しています。

指示の内容は、(1) 持出しの制限、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（ただし、奈良県知事及び和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面(名張川及び熊野川の一部)を除く。)から持ち出したコイを、他の水域へ放流してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合は、この限りではない。

(2) 放流等の制限 ア県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。(ア) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来でないこと。(イ) コイヘルペスウイルスが確認された水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。(ウ) PCR(ポリメラーゼ連鎖反応)検査で陰性が確認されたコイ群であること。イ生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。という内容です。

3-1ページをご覧ください。これは今年度の委員会指示案です。現在発動されている指示からの変更は、アンダーラインのある部分です。告示番号は第4号、告示日は令和5年6月23日を予定しており、指示の期間は令和5年7月9日から令和6年7月8日までとしています。それ以外の変更はありません。

参考までに、昨年度の委員会指示の周知状況を申し上げます。県内の教育機関、釣り道具店やペットショップ等に対して、コイヘルペスウイルス病に関するチラシの配布を行いました。そのときに配布したチラシを、3-6ページと3-7ページに添付しています。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

水産振興課から補足の説明があればお願いします。

○水産振興課（永田主査）

補足の説明はありません。

○浅尾会長

それではただいま説明のありました議案3について、ご審議をお願いします。何かご意見はございませんか。

○金岩委員

去年、コイ 200 匹を放流した報道があったと思いますが、同じ団体による放流は今年においてなかったのでしょうか。

○事務局（葛西主査）

去年は、水産振興課に伊勢市の担当者から放流について事前に電話連絡が入り、委員会指示の内容と放流は好ましくないことを伝えていただいていた。今年も同じような問合せがあれば、去年の委員会で議論になりましたので、再度委員会指示の周知をさせていただく予定でしたが、連絡は事務局にも県庁にもありませんでした。去年はインターネットに情報が出ていましたが、今年は今のところそういった情報はなかったと認識しています。

○金岩委員

伊勢市には聞いていないのですか。

○事務局（葛西主査）

伊勢市へ聞いてはいません。

○金岩委員

前例があったことですので、こちらから一度聞いてみたら良いのではないかと思います。

○浅尾会長

伊勢市に事務局から問合せをしてもらえますか。

○事務局（葛西主査）

はい。電話等で問合せをして、次回の委員会で報告させていただければと思います。

○浅尾会長

それでは、よろしくお願いたします。ほかにご意見はございませんか。
ないようでしたら、議案3につきまして、ご異議はありませんか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案3「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する

委員会指示について」は、原案どおり可決し告示いたします。

それでは、その他事項（１）「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

次回委員会

6月下旬から7月上旬（今後調整） 午前10時から

場所、内水面漁場管理委員会委員室

議題（案）

- ・三重内共、奈内共の内水面漁場計画に係る公聴会の開催について
 - ・全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会について
- など

○浅尾会長

以上で本日の議案審議は終了いたしました。これをもちまして委員会を閉会いたします。